証券コード 4388 2021年6月7日

株主各位

東京都文京区西片一丁目15番15号 株式会社エーアイ 代表取締役社長 吉 田 大 介

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し 上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、 お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否 をご表示いただき、2021年6月21日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいま すようお願い申し上げます。

敬具

2021年6月22日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分) 1. 日

東京都千代田区神田錦町三丁目22番 2. 場

TKPガーデンシティPREMIUM神保町 (テラススクエア 3階)

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第18期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告及び計算書類

報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上 げます。

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様におかれましては、可能な限り書面(郵送)にて 議決権の事前行使をお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット 上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.ai-j.jp/)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度から続く新型コロナウイルス感染症の拡大、 東京オリンピック・パラリンピックの開催延期、二度の緊急事態宣言の発出等により、企業の 業績は悪化、個人消費も冷え込み、マイナス成長となりました。

このような環境のなかで、当社の音声合成事業は、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期に伴いオリンピック関連案件の発注延期、海外からの観光者減少に伴い多言語案件の減少、展示会の中止等に伴い法人向けの営業機会の減少等のマイナス影響があった一方で、企業のテレワーク対応、学校のオンライン授業対応等により、eラーニング教材、動画等でのナレーション作成用途での法人向け製品の需要が増加いたしました。また、個人の外出自粛に伴い、巣ごもり需要により、コンシューマー向け製品の需要が拡大いたしました。

当社は、ポストコロナ社会を見据え、次世代音声合成エンジン「AITalk®5.0」シリーズの提供を開始、セレンス社との技術連携強化、個人向けオリジナルブランド新製品「A.I.VOICE™ 琴葉茜・葵パッケージ版」と「A.I.VOICE™ 伊織弓鶴パッケージ版」の発売を開始いたしました。

以上の結果、法人向けサービスの売上高が225,085千円(前事業年度比1.9%減)と苦戦しましたが、法人向け製品の売上高が538,565千円(同7.9%増)、コンシューマー向け製品の売上高が123,914千円(同37.2%増)と伸長した結果、当事業年度の売上高は887,565千円(同8.4%増)、営業利益は288,198千円(同5.3%増)、経常利益は288,424千円(同5.6%増)、当期純利益は215,194千円(同24.7%増)となりました。

なお当社は音声合成事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、特性に応じた3つの区分別の売上高につきましては、以下のとおりであります。

サービス別売上高

サービスの名称	第 17 期 (2020年 3 月期) (前事業年度)			(第 18 2021年 3 (当事業 ^年	引期)	前事業年度比			
	金	額	構成比	金	額	構成比	金	額	増減率	
法 人 向 け 製 品	499,3	37千円	61.0%	538,565千円		60.6%	39,227千円		7.9%	
法人向けサービス	229,4	50	28.0	225,0	085	25.4	△4,3	365	△1.9	
コンシューマー向け製品	コンシューマー向け製品 90,339			123,914		14.0	33,574		37.2	
合 計	819,1	28	100.0	887,565		100.0	68,437		8.4	

② 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により、普通株式が30,000株増加し、資本金が2,010千円、資本 剰余金が2,010千円増加しております。

この結果、当事業年度末において、資本金151,481千円、資本剰余金206,135千円となって おります。

③ 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は12,059千円であり、日常業務用コンピュータやサーバーの購入5,337千円、本社のデスク、椅子、キャビネット等の購入3,443千円、社内利用ソフトウェアの開発及び購入3,279千円によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

				·			
	区 分		分	第 15 期 (2018年3月期)	第 16 期 (2019年3月期)	第 17 期 (2020年 3 月期)	第 18 期 (2021年 3 月期) (当事業年度)
売	上		高(千円)	591,052	737,165	819,128	887,565
経	常	利	益(千円)	147,858	202,175	273,236	288,424
当	期純	利	益(千円)	109,415	150,230	172,578	215,194
1 杉	⊭当たり≧	当期純和	利益(円)	24.73	30.84	34.12	42.79
総	資		産(千円)	796,931	1,211,977	1,189,149	1,352,003
純	資		産(千円)	692,196	1,103,583	1,047,934	1,232,022
1 🕇	朱当た!	ノ純貨	資産 (円)	148.73	219.14	208.84	244.06

⁽注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純 資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する音声合成市場におきましては、AI分野、インバウンド分野、eラーニング分野など利用機会が増加傾向にあることから、今後ますます音声技術の業界が重要な役割を担っていくものと想定しております。当社が今後さらなる成長と発展を遂げるためには、様々な課題があると認識しております。上記を踏まえ、当社が対処すべき課題は下記のとおりであります。

① 新技術の研究開発

音声合成の利用が拡大してきたことに伴い、研究開発のスピードも加速しております。この数年、各分野で深層学習の研究が盛んに行われておりますが、音声合成分野においても、深層学習(DNN:Deep Neural Network)を活用した新しい音声合成技術の研究が進められております。当社においても、最新の技術をキャッチアップし、また、顧客ニーズの変化を捉え、新しい製品・サービスを市場に投入していくことが重要であると考えております。

② 人材の確保及び育成

新しい技術、新しい製品・サービスを継続的に研究開発し、販売していくためには、優秀な人材の継続的確保が重要であると考えております。また、音声技術という特殊分野であるため、採用した研究者、開発者及び営業担当者の育成が重要であると考えております。

③ 安定収入の確保

当社の事業基盤はライセンスビジネスであり、音声合成エンジンの使用許諾を与えることにより、継続的に許諾料を頂くモデルであります。現在は、月額使用料、ロイヤリティ、継続的なクラウドサービスの利用、サポートサービス等で継続的な安定収入を確保しております。今後、事業を拡大していくにあたり、新規事業の開発及び安定的な収入を確保することが重要であると考えております。

④ 新しいマーケットの創出

音声合成が広く利用される様になり、今後、様々な分野において利用が進むものと考えておりますが、現在、確立されたマーケットは、電話の自動応答システム、防災行政無線、音声対話等、まだまだ限られたものであります。更に、新しいマーケットを創出していくことが重要であると考えております。

⑤ 内部管理体制の充実

当社は、今後継続的に事業を拡大していくためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、内部統制システムの適切な整備及び運用が重要であると考えております。 また、成長のステージに応じて人的強化を行い、内部管理体制の構築を図ってまいります。

⑥ ブランディング

当社の今後の成長のためには、音声合成技術を世の中に広めるとともに、「音声技術のエーアイ」「音声合成=AITalk®」と認知されるように、ブランディングしていくことが重要であると考えております。

これらの課題に対応し、今後継続的な発展を実現するために努めてまいります。 株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し 上げます。

(5) **主要な事業内容** (2021年3月31日現在)

当社の主要な事業は音声合成エンジン及び音声合成サービスの提供であります。 現在提供している主な製品、サービスは下記のとおりであります。

区分	製		名					
	AITalk® 声の職人®							
	AITalk® 声プラス®							
	AITalk International®							
法 人 向 け 製 品	AITalk® SDK							
	AITalk® Server							
	micro AlTalk®							
	AITalk® Custom Voice®							
	AITalk® 声の職人® クラウド版							
 法 人 向 け サ ー ビ ス	AITalk® WebAPI							
	AITalk® Web読み職人®							
	AITalk [®] 製品に関するサポ	ート業務						
	かんたん!AITalk®							
	かんたん!アフレコ®							
	AITalk® あなたの声®							
コンシューマー向け製品	VOICEROID®シリーズ 琴	葉 茜®・葵®						
	VOICEROID®シリーズ 伊織 弓鶴®							
	A.I.VOICE™シリーズ 琴琴	葉 茜®・葵®						
	A.I.VOICE™シリーズ 伊約	戦弓鶴®						

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

本					社	東京都文京区西片一丁目15番15号
開	発	セ	ン	9	_	京都府相楽郡精華町光台2丁目2番2号 株式会社国際電気通信基礎技術研究所(ATR)内

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

	使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	蛤	平	均	勤	続	年	数
I	44 (15) 名		名	4名増(5名増)			36.7	7歳					5.0£	Ŧ	

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 当社は、音声合成事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
- (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

18,000,000株

(2) 発行済株式の総数

5,168,000株(自己株式120,028株を含む)

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は30,000株増加しております。

(3) 株主数

5,193名

(4) 大株主

株	主		名	持	株	数	持	株	比	率
廣	飯	伸	_		88	0,000株			17	7.43%
吉	\blacksquare	大	介		642	2,000			12	2.72
合 同	会 社 吉	田事	務所		57.	5,000			11	.39
株式	会社ソル	レクシ	ー ズ		250	0,000			4	1.95
吉	\blacksquare	大	志		150	0,000			2	2.97
亀	井	佳	代		14.	5,000			2	2.87
Т	I S 株	式	会 社		100	0,000			1	.98
S M	B C 日 興 ii	E 券 株 B	式会社		70	6,200			1	.51
上田	八木短道	章 株 式	会 社		7:	2,400			1	.43
株式会	社日本力券投資	ストデ信託	イ 銀 行 □)		6.	5,000			1	.29

- (注) 1. 当社は自己株式を120,028株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 - 3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況** 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況(2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉田大介	
取締役副社長	廣 飯 伸 一	ビジネスソリューショングループ統括
取締役(常勤監査等委員)	栗原学	栗原公認会計士事務所 所長 鹿島プライベートリート投資法人 監督役員 株式会社ジャストシステム 社外取締役
取締役(監査等委員)	杉 山 浩	杉山公認会計士事務所 所長
取締役(監査等委員)	飛 松 純 一	外苑法律事務所 弁護士 株式会社アマナ 社外取締役 株式会社キャンディル 社外監査役 MS&ADインシュアランスグループホールディング ス株式会社 社外取締役 エネクス・インフラ投資法人 監督役員

- (注) 1. 監査等委員である取締役の3名は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役(常勤監査等委員) 栗原学氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。常勤の監査等委員として選定している理由は、情報収集の充実を図り、内部監査担当等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化することができるものと考えているからであります。
 - 3. 取締役(監査等委員)杉山浩氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役(監査等委員)飛松純一氏は、弁護士の資格を有しており、会社法等に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 当社は、社外取締役栗原学氏、杉山浩氏、飛松純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と栗原学氏、杉山浩氏、飛松純一氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。

(3) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分		報酬等の総額		報酬等の種類別の総額(千円)						対象	なとなる 数
)J	(千円)	基	本	報	櫃	業績連動報酬等	非金	銭 報酬等	1又 月	(名) 員数
取締役(監査領)の方を社会	等委員を除く) 外 取 締 役)	36,000 (—)		36	5,000 (-		_ (-)		_ (-)		(-)
取締役(監(うち社)	(查 等 委 員) 外 取 締 役)	10,800 (10,800)		1((1(0,800 0,800)))	_ (-)		_ (-)		3 (3)
合(うち社	計外 役 員)	46,800 (10,800)		46	5,800 0,800)	_ (-)		_ (-)		5 (3)

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、第14期定時株主総会(2017年6月30日)において年額90,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、4名です。

取締役(監査等委員)の報酬限度額は、第14期定時株主総会(2017年6月30日)において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の 決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること や、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うも のであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

現時点では、取締役2名が大株主であるため、株主と価値を共有していることから、基本報酬(固定報酬:金銭)のみとする。取締役の報酬限度額の範囲内において、企業規模、マザーズ上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準を勘案し、また、各々の経営能力、貢献度、役位、職責、在任期間等を考慮して決定する。

- b. 業績連動報酬等に関する方針 現時点では、導入しない。
- c. 非金銭報酬等に関する方針 現時点では、導入しない。
- d. 報酬等の割合に関する方針 月額固定報酬のみとする。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

毎年6月開催の定時株主総会後に支給額を改定し、翌月7月より決定した年間報酬額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払うこととする。

- f. 報酬等の決定の委任に関する事項 個々の基本報酬額については、代表取締役社長に一任し、社外取締役3名で構成されている監査等委員会への諮問を経て決定する。
- g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項 特になし。
- ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役吉田大介に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額 当社は親会社等が無いため、該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役(常勤監査等委員)栗原学氏は、栗原公認会計士事務所の所長であり、鹿島プライベートリート投資法人の監督役員、株式会社ジャストシステムの社外取締役であります。当社は、同事務所及び同社と特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)杉山浩氏は、杉山公認会計士事務所の所長であります。当社は、同事 務所と特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)飛松純一氏は、外苑法律事務所の弁護士であり、株式会社アマナの社 外取締役、株式会社キャンディルの社外監査役、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の社外取締役、エネクス・インフラ投資法人の監督役員であります。当社は、各兼職先と特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役(常勤監査等委員) 栗 原 学	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経理・財務及び内部監査について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果しております。また、監査等委員会の議長として、当事業年度に開催された委員会13回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役(監査等委員) 杉 山 浩	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経理・財務及び税務について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果しております。また、監査等委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会13回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役(監査等委員) 飛 松 純 一	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンプライアンス及びリスクマネジメントについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果しております。また、監査等委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会13回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				16Ē	5万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額				16Ē	5万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、上記 の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると 認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、 監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計 監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令・定款及び社会規範を遵守するための「企業行動規範」を制定し、役員及び従業員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を図る。
 - ② 同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンス規程」を定め、その運用管理を担当するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。
 - ③ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - ④ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。 (当該体制の運用状況)

当社は、役員及び従業員に対し集合研修、動画聴講等によるコンプライアンス教育を実施しております。法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄の組織である内部監査担当を設置し、各業務が法令、定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役に報告しております。また、内部通報窓口を設置し、法令や企業倫理に反する行為の未然防止に努めております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
 - ② 経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する役員及び従業員への教育を行う。

(当該体制の運用状況)

法令及び文書管理規程などの社内規程に基づき必要な文書等を保存・管理し、文書等を速や かに閲覧できる体制を整えております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「危機管理規程」を制定し、適切な危機管理体制を構築する。
 - ② 有事の際は、「リスクマネジメント規程」に従い、代表取締役が対策本部を設置し、必要に 応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、経営会議において、具体的な損失の危険の可能性及びそのリスクコントロールの方法、体制に関して審議し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する制度を構築しております。当事業年度においては、リスクアセスメントを行い、経営会議でリスク及びそのコントロールの方法等について協議を行いました。また、危機発生を未然に防ぐため、内部監査担当は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当役員と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を整えております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、かつ円滑に行うため、取締役、執行役員及び部門責任者から構成する「経営会議」を、毎月定期的に開催する。
 - ② 当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ意思決定機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された中期経営計画及び単年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理を行う。
 - ③ 業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、役員及び従業員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制を構築する。 (当該体制の運用状況)

当社は、当事業年度において12回の経営会議、13回の取締役会を開催し、上記記載の運用をいたしました。

- (5) 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員の求めに応じて、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき使用人として、監査計画に従い必要な人員を配置する。
 - ② 監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する使用人は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から指揮命令を受けない。
 - ③ 当該使用人の人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得る。

(当該体制の運用状況)

現状は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんが、制度上に上記体制を確保できるようにしております。

- (6) 当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役員及び従業員から重要事項の報告を求めることができる体制を構築する。
 - ② 役員及び従業員は、当社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員である取締役に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実を知ったときは監査等委員である取締役に遅滞なく報告する。
 - ③ 当社は、監査等委員である取締役へ報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(当該体制の運用状況)

当社では、取締役会、経営会議以外の会議についても監査等委員である取締役が出席し、また、監査等委員会は、役員及び従業員に対して必要に応じ報告を求め、また必要な意見交換やヒアリングを実施し、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保しております。

- (7) その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社の役員及び従業員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備する。
 - ② 監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査担当及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保する。
 - ③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員である取締役又は監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止める。
 - ④ 監査等委員である取締役がその職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、速やかにそれを処理する。

(当該体制の運用状況)

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く。)とは年に2回程度、意見交換を、また、会計監査人及び内部監査担当とは3か月に1回程度、情報交換を行い、相互の意思疎通や連携を図っております。また、監査等委員会が監査業務に必要と判断した費用については、会社の費用負担で専門家等の意見を聴取できることを確保しております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ① 当社は、反社会的勢力の排除は、企業に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、そのような団体・個人には、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
- ② 基本方針を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、基本方針を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できるように実施しております。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、金融商品取引法の定めに従って、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(2021年 3 月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,300,138	流動負債	116,334
現金及び預金	1,101,358	買掛金	8,698
	177,960	リース債務	662
商品及び製品	1,138	未払金	33,177
		未払費用	10,263
仕 掛 品	834	未払法人税等	37,405
原材料及び貯蔵品	1,061	預り金	12,544
前払費用	17,419	前受収益	13,581
その他	366	固定負債	3,647
	51,864	リース債務	2,798
		長期前受収益	848
有形固定資産	19,790	負債合計	119,981
建物附属設備	8,742	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	8,010	株 主 資 本	1,232,022
リース資産	3,038	資 本 金	151,481
 無形固定資産	7,740	資本剰余金	206,135
		資本準備金	121,280
ソフトウェア	7,740	その他資本剰余金	84,855
投資その他の資産	24,333	利益剰余金	1,074,168
投 資 有 価 証 券	2,460	その他利益剰余金	1,074,168
長期前払費用	5,554	固定資産圧縮積立金	208
操 延 税 金 資 産	5,827	操越利益剰余金	1,073,960
		自己株式	△199,762
そ の 他 ※ 立 ム =	10,490	純 資 産 合 計	1,232,022
資 産 合 計	1,352,003	負債・純資産合計	1,352,003

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位:千円)

		 斗						金	(単位・十円)_ 額
売			上		高				887,565
売		上		原	価				142,245
売		上	総	利	益	i			745,319
販	売	費及	びー	般管	理 費	ŧ			457,121
営		業		利	益	Ē			288,198
営		業	外	収	益	i			
	受	取	利 息	及	び配	出当	金	10	
	補		助	金	Ц <u>х</u>	Į	入	422	
	講		演	料	ЦХ	Į	入	36	468
営		業	外	費	用]			
	支		払		利		息	111	
	為		替		差		損	131	242
経		常		利	益	i			288,424
特		別		利	益	ī			
	IJ	_	ス	債 務	免	除	益	1,815	1,815
特		別		損	失				
	古	定	資	産	除	却	損	1,503	
	賃	貸	借	契 約	解	約	損	1,607	
	投	資	有 価	証	券 評	鱼	損	3,195	6,306
税	-	引 育	前 当	期	純	利	益		283,933
法	人	税、	住 月	₹ 税 万	爻 び	事 業	税	65,390	
法		人	税	等	調	整	額	3,348	68,739
当		期		純	利		益		215,194

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

			株	主	Ē	資	本			
		資 :	本 剰 余	金	利	益剰余	金			姑 咨 产
	資本金		Z の 曲	資本剰余金	その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
	資本準備金		資本準備金 そ の 他 資本剰余金 合		固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	合 計			
当期首残高	149,471	119,270	84,855	204,125	346	893,752	894,099	△199,762	1,047,934	1,047,934
当期変動額										
新株の発行(新 株予約権の行 使)	2,010	2,010		2,010					4,020	4,020
固定資産圧縮 積立金の取崩					△138	138	ı		_	_
剰余金の配当						△35,125	△35,125		△35,125	△35,125
当期純利益						215,194	215,194		215,194	215,194
当期変動額合計	2,010	2,010	_	2,010	△138	180,207	180,068	_	184,088	184,088
当期末残高	151,481	121,280	84,855	206,135	208	1,073,960	1,074,168	△199,762	1,232,022	1,232,022

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
- (1) 商品及び製品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(3) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備3~18年工具、器具及び備品2~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、ソフトウエア(自社利用)は、社内における利用可能期間(3~5年)に基づく定額法によっております。

また、ソフトウエア(市場販売目的)については、見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存 有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒れの実績がなく、また貸倒懸念債権等もないことから貸倒引当金は計上しておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会) 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基 準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、2022年3月期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、2022年3月期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用します。

当該会計基準の適用により、2022年3月期の期首利益剰余金に与える影響額は、軽微であります。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

16,489千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

一般管理費に含まれる研究開発費の総額

130,359千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	5,138,000	30,000	_	5,168,000
自己株式				
普通株式	120,028	_	_	120,028

⁽注) 新株予約権の行使30,000株による増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(')	_, ,								
決	養 株	式	の	種	類	配当金の総額	1 株 当 た り配 当 額	基準日	効力発生日
2020年6月24 定時株主総		普	強人 ()	式		35百万円	7円00銭	2020年3月31日	2020年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株 当 た り配 当 額	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	42百万円	8円50銭	2021年3月31日	2021年6月23日

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費	0千円
投資有価証券評価損	14,798千円
未払事業税	3,200千円
税務上の売上認識額	2,719千円
敷金及び保証金	471千円
繰延税金資産小計	21,189千円
評価性引当額	△15,269千円
繰延税金資産合計	5,919千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△91千円
繰延税金負債合計	△91千円
繰延税金資産純額	5,827千円

VI. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 投資有価証券は業務上の関係を有する会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。 営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は、1年以内の支払期日であります。 リース債務は設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

- ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 各事業グループからの報告に基づき管理グループで資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ③ 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理 外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してヘッジすることを 原則としておりますが、外貨建ての営業債務額が少額のため、為替予約は利用しておりません。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。
- ⑤ 信用リスクの集中 当事業年度(2021年3月期)の決算日現在における営業債権のうち27.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)

	項						貸借対照表計上額	時	価	差	異
資						産					
(1)	現	金	及	Q,	預	金	1,101,358		1,101,358		_
(2)	売		扫	卦		金	177,960		177,960		_
	資		產	Ě		計	1,279,319		1,279,319		_
負						債					
(1)	買		扫	卦		金	8,698		8,698		_
(2)	未		扎	4		金	33,177		33,177		_
(3)	未	払	法	人	税	等	37,405		37,405		_
(4)	預		b	J		金	12,544		12,544		_
(5)	リー	ス債務	(1年))返済·	予定を記	含む)	3,460		3,423		△37
	負		債	ŧ		計	95,287		95,249		△37

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

○資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

○負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)

時価については、未経過リース料の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される 利率で割り引いた現在価値により算定しております。 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

X		分	当事業年度 (2021年3月31日)
	非 上 場 株 式 (※)		2,460

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価 開示対象とはしておりません。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額244.06円1株当たり当期純利益42.79円

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社エーアイ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前 \mathbf{H} 啓即 業務執行社員

指定有限責任社員 野 公認会計士 田哲 章印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーアイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠

当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているも のと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を登開及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することに

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判 断される。

- 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項をめた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について

統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について

報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するた めにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会 決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役 及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を 求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討 いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社エーアイ 監査等委員会 常勤監査等委員 栗 原 学 印 監 査 等 委 員 杉 山 浩 印 監 査 等 委 員 飛 松 純 一 印

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。

第18期につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金8円50銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は42,907,762円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2021年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 2名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、新任の候補者を加えた取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について、適任である旨の意 見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数				
1	告 岳 大 介 (1952年3月9日)	1977年 4 月 株式会社大真空入社 1980年 4 月 株式会社東洋ハイテック入社 1986年 4 月 T I S 株式会社入社 1999年 5 月 N T T アドバンストテクノロジ株式会社入 社 2000年 4 月 株式会社国際電気通信基礎技術研究所入社 2003年 4 月 当社設立 代表取締役社長 就任(現任)	642,000株				
	【取締役候補者とした理E	<u></u>					
	古田十介氏は、2002年 4 日の当社設立以本、代書取締役社長として、辛書全成工へぶたにおける典						

吉田大介氏は、2003年4月の当社設立以来、代表取締役社長として、音声合成エンジンにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	廣飯伸 (1964年6月30日)	1989年 4 月 株式会社リクルート入社 1998年 5 月 ベスコムシステムズ株式会社入社 1999年 6 月 同社取締役 就任 2001年 6 月 同社代表取締役 就任 2001年11月 合併によりアイティーマネージ株式会社取締役副社長 就任 2002年 4 月 株式会社シグナルベース取締役副社長就任 2004年 6 月 当社取締役 就任(現任) 2015年 1 月 当社ビジネスソリューショングループ統括就任	880,000株
	と幅広い見識に基づき、	 	業価値の向上に
3	※ 大答大 ^{**} 和 (1980年9月8日)	2010年3月工学博士号取得2010年4月株式会社東芝入社2017年4月当社入社3019年4月研究開発グループ主任研究員2019年4月当社執行役員研究開発グループ統括(現任)	15,000株
	知見を有しており、2017	由】 战技術の研究開発に長年携わり、高度な技術の専門的知識と技 7年4月の当社入社以来、研究開発を通して企業価値の向上に Dために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしま	貢献しており、

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、 監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ず やま できん 浩	1989年10月 中央監査法人入所 1995年6月 杉山公認会計士事務所開設 所長 就任 (現任) 2007年6月 当社監査役 就任 2012年10月 株式会社P&Pホールディングス (現・パー ソルマーケティング株式会社) 監査役 就任 2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任 (現任)	10,000株
	【選任理中及び期待される		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

【選任理由及び期待される役割の概要】

杉山浩氏は、当社において2017年6月より監査等委員である社外取締役を務めております。 同氏は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と会計税務に関する専門知識を有しており、これら

経理・財務及び税務について専門的な立場から監督、助言等を行うことを期待しております。

を当社の監査等に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の 理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断して おります。

	ふりがな				
候補者番 号	美 " 卷 (生年月日)	略歴	略歴及び当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)		
		1998年4月	森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律 事務所)入所		
		2004年6月	米国ニューヨーク州弁護士登録 米国ニューヨーク州弁護士会所属		
		2006年1月	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士		
		2009年3月	株式会社アマナホールディングス(現・株		
			式会社アマナ) 社外監査役 就任		
		2010年4月	東京大学大学院 准教授		
		2016年7月	飛松法律事務所 (現・外苑法律事務所)		
	とび まつ じゅん いち 飛 松 純 一		代表弁護士(現任)	_	
		2017年6月	当社社外取締役(監査等委員)就任 (現任)		
		2017年9月	株式会社キャンディル 社外監査役 就任 (現任)		
2		2018年6月	MS&ADインシュアランスグループホール		
			ディングス株式会社 社外取締役 就任 (現任)		
		2018年8月	エネクス・インフラ投資法人 監督役員		
			就任 (現任)		
		2021年3月	株式会社アマナ 社外取締役 就任 (現任)		
	 【選任理由及び期待される	 	(グロ)エ/		
			月より監査等委員である社外取締役を務めて	おります。	
			されれた三度な 人格と 専門的な 注急知識を 右し		

同氏は、国内外において弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しており、これら を当社の監査等に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。

コンプライアンス及びリスクマネジメントについて専門的な立場から監督、助言等を行うことを期待しております。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番 号	・	略歴及び当社における (重 要 な 兼 職	所 有 す る 当社の株式数						
3	樂 原 学 (1956年4月19日)	就任 2017年9月 栗原公認会計士事務 2018年3月 鹿島プライベートリ 監督役員(非常勤) 2019年6月 株式会社ジャストシ 就任 (現任)	登法人入所 パートナー 所開設 (現任)	_					
	【選任理由及び期待される役割の概要】								
	栗原学氏は、当社におり	て2019年6月より監査等委員であ	る社外取締役を務めてお	ります。					
	同氏は、公認会計士とし	て豊富な経験と会計に関する専門知	🛮 識を有しており、これら	を当社の監査等					
	に活かしていただきたいが	め、社外取締役候補者といたしまし	_ノ た。						
	経理・財務及び内部監査について専門的な立場から監督、助言等を行うことを期待しております。								
	なお、同氏は、社外役員	となること以外の方法で会社の経営	宮に関与した経験はありま	せんが、上記の					
	理由により監査等委員で	る社外取締役としての職務を適切	に遂行することができる	ものと判断して					
	おります。								

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 杉山浩氏、飛松純一氏、栗原学氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 飛松純一氏が2009年3月より社外監査役に就任していた(現 社外取締役)株式会社アマナにおいて、2018年4月、同社海外連結子会社で不適正な会計処理が行われている事実が判明いたしました。また、2020年12月、同社連結子会社であった株式会社アマナデザインで不適正な会計処理が行われている事実が判明いたしました。同氏は、その事実を事前に認識しておりませんでしたが、日頃より法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は社内調査委員会の一員として徹底した調査を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
 - 4. 杉山浩氏、飛松純一氏、栗原学氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって杉山氏及び飛松氏は4年、栗原氏は2年となります。当社は、杉山浩氏、飛松純一氏、栗原学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、杉山浩氏、飛松純一氏、栗原学氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

- 5. 当社は杉山浩氏、飛松純一氏、栗原学氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、杉山浩氏、飛松純一氏、栗原学氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。 各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場: 東京都千代田区神田錦町三丁目22番 TKPガーデンシティPREMIUM神保町 (テラススクエア 3階) TEL 03-6801-8461



交通三田線・半蔵門線・新宿線神保町駅A 9出口より徒歩約2分東西線竹橋駅3 b出口より徒歩約5分

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、役員・運営スタッフはマスク、フェイスガードを 着用させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また当日は、感染拡大予防のため、体温測定、マスク着用、手指のアルコール消毒などの措置をとらせていただく場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。